平成十四年三月十九日岡山県規則第三十七号

岡山県循環型社会形成推進条例施行規則を次のように定める。

岡山県循環型社会形成推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県循環型社会形成推進条例(平成十三年岡山県条例第七十七号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(循環資源の指定)

第二条 条例第二十条第一項の規定による循環資源の指定は、条例第二条第二項に規定する廃棄物等の 名称を県公報に公示することにより行うものとする。

(指定循環資源の排出抑制等に関する指針の制定)

- 第三条 条例第二十一条第一項の規定による指針の制定は、次に掲げる事項を定めることにより行うものとする。
 - 一 指定循環資源の排出抑制等を実施すべき量に関する目標
 - 二 指定循環資源の排出抑制等を促進するため、県民及び事業者が取り組むべき事項
 - 三 指定循環資源の排出抑制等を促進するために必要な県の施策
 - 四 前三号に定めるもののほか、指定循環資源の排出抑制等を促進するため知事が必要と認める事項

(再生品の使用促進に関する指針に係るその他の事項)

- 第四条 条例第二十三条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 使用を促進すべき再生品の安全性及び品質に関する事項
 - 二 再生品の使用を促進するため、県、事業者及び県民が取り組むべき事項
 - 三 前二号に定めるもののほか、再生品の使用を促進するため知事が必要と認める事項

(再生品の使用状況を公表すべき事業者の規模)

第五条 条例第二十四条の規則で定める規模は、常時使用する従業員の数が三百一人(小売業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては、五十一人)であることとする。

(再生品の使用状況の公表)

第六条 条例第二十四条の規定による再生品の使用状況の公表は、毎事業年度終了後、遅滞なく、条例 第二十三条第一項の規定により知事が定める指針に即した取組の実績を再生品の品目ごとに取りま とめた環境報告書を作成し、その内容を周知することにより行うものとする。

(循環型社会の形成に資する製品の認定)

第七条 条例第二十七条第一項の規定による循環型社会の形成に資すると認められる製品の認定は、県内で製造された製品であって、次に掲げる要件のいずれにも適合すると認められるものについて、当該製品を製造する事業者の申請により、行うものとする。

- 一 循環資源を使用し、又は利用している製品その他の循環資源の循環的な利用を促進する製品であること。
- 二 製品の製造、流通、消費、再使用、再生利用及び廃棄の各過程における環境負荷の低減に十分配 慮された製品であること。
- 三 製品の安全性及び品質に関し、十分配慮された製品であること。
- 四 生活環境の保全上十分配慮された事業場で製造された製品であること。
- 2 前項の申請を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。
 - 一 申請を行う者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
 - 二 申請に係る製品を製造する事業場の名称及び所在地
 - 三 前項各号に掲げる要件に適合していることを明らかにする内容
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

(循環型社会の形成を推進する事業所の認定)

- 第八条 条例第二十八条第一項の規定による循環型社会の形成を推進していると認められる事業所の 認定は、県内の事業所であって、次に掲げる循環型社会の形成のための取組が先進的であり、かつ、 優秀であると認められるものについて、当該事業所を運営する事業者の申請により、行うものとする。
 - 一 循環資源の排出の抑制及び循環的な利用に関する取組
 - 二 再生品の使用に関する取組
 - 三 前二号に掲げる取組を促進する取組
- 2 前項の申請を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。
 - 一 申請を行う者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
 - 二 申請に係る事業所の名称及び所在地
 - 三 前項各号に掲げる取組の実績
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

(循環型社会の形成を推進する事業の承認)

- 第九条 条例第二十九条第一項の規定による循環型社会の形成を推進すると認められる先進的な事業 の承認は、主として県内で行われる次に掲げる事業について、行うものとする。
 - 一 地域産業において蓄積された技術等を活用して、原材料等が廃棄物等となることの抑制又は循環 資源の循環的な利用を推進する施設の整備を行う事業
 - 二 原材料等が廃棄物等となることの抑制、循環資源の循環的な利用又は廃棄物等の適正な処理を推 進する技術を開発する事業
 - 三 原材料等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源の循環的な利用に係る仕組みを開発する事業
 - 四 再生品又は再生品の新たな用途を開発する事業
 - 五 事業活動に伴い排出される廃棄物等の企業間相互の活用を促進する事業
 - 六 循環型社会の形成に向けた県民及び事業者の環境に関する意識の向上を図ることを目的として 行われる事業
 - 七 前各号に定めるもののほか、原材料等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源の循環的な利用を著しく促進すると認められる事業
- 2 条例第二十九条第一項の承認を受けようとする者は、当該事業の実施計画を明らかにした書面を知

事に提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、当該事業が第一項第一号の事業であるときは、関係市町村の長の当該事業の 実施に係る意見書を付さなければならないものとする。
- 4 前二項に定めるもののほか、第二項の承認に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。 (平一五規則六一・平二六規則四・一部改正)

(循環資源処理センター)

- 第十条 条例第三十五条の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。
 - 一 適正かつ広域的な循環資源の循環的な利用及び処分の確保に資することを目的として設立され た地方公共団体の出資又は拠出に係る法人
 - 二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広 域連合
 - 三 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの三分の一以上を出資している法人(第 一号に該当するものを除く。)
 - 四 地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出している一般財団法人(第一号又は前号に該当するものを除く。)
 - 五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第 二条第五項に規定する選定事業者(第一号又は前二号に該当するものを除く。)

(平二○規則八四·一部改正)

附則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第十条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第六一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第八四号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第四号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。